



酒類販売業免許の免許要件誓約書

税務署長

申請（申出・申告）販売場の所在地及び名称	
----------------------	--

申請（申出・申告）者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。	
	令和 年 月 日
(申請（申出・申告）者の住所)	
(氏 名)	
下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 (法定代理人氏名)	
	令和 年 月 日
(法定代理人住所)	
(法定代理人氏名)	
(申請（申出・申告）者との関係)	

申請者（申出）者が法人の場合

当社及び役員等の免許要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。		
	令和 年 月 日	
(申請（申出）者の所在地)		
(名称及び代表者氏名)		
下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。		
(役職及び氏名)	(役職及び氏名)	(役職及び氏名)
代表取締役		
取締役		
取締役		
監査役		
支配人		
	令和 年 月 日	
(名 称)		
(代表者氏名)		

(別紙１及び２を添付してください。)



酒類販売業免許の免許要件誓約書（別紙 1）

誓 約 項 目		申請者等の誓約内容			順 号
		申請（申出・申告）者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条 1 号から 8 号関係（人的要件）					—
1 号関係	申請（申出・申告）者が酒税法（12条 1、 2、 5、 6 号、13条、14条 1、 2、 4 号）の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
	〔上記で「いいえ」に○を付した場合〕 申請（申出・申告）時において、免許又は許可を取り消された日から 3 年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
2 号関係： 申請（申出・申告）者が 1 号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から 3 年を経過するまでの間の申請（申出・申告）でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法（12条 1、 2、 5、 6 号、13条、14条 1、 2、 4 号）の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人		はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3 号関係： 申請（申出・申告）者が未成年者のときに、その法定代理人が 1、 2、 7、 7 の 2、 8 号に該当しない。		はい・いいえ （個人のみ）			③
4 号関係： 申請（申出）者又は法定代理人が法人の場合にその役員が 1、 2、 7、 7 の 2、 8 号に該当しない。		はい・いいえ （法人のみ）		はい・いいえ （法人のみ）	④
5 号関係： 支配人が 1、 2、 7、 7 の 2、 8 号に該当する者でない。		はい・いいえ			⑤
6 号関係： 申請（申出・申告）者が免許の申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。		はい・いいえ			⑥
7 号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
	〔上記で「いいえ」に○を付した場合〕 申請（申出・申告）時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
7 号の 2 関係	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
	〔上記で「いいえ」に○を付した場合〕 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
8 号関係	拘禁刑以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
	〔上記で「いいえ」に○を付した場合〕 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過している。	はい・いいえ （個人のみ）	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】					
2 酒税法10条 9 号関係（場所的要件） 申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。					—
(1) 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。		はい・いいえ			⑩
(2) 申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。		はい・いいえ			⑪
【理由等】					



酒類販売業免許の免許要件誓約書（別紙 2）

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申請（申出・申告）者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請（申出）者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑲
(3) 申請（申出）者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を営むのに十分な知識及び能力を有すると認めらる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			⑳
(4) 申請（申出）者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ			㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる。	はい・いいえ			㉒
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係（需給調整要件） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。				—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい・いいえ			㉓
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい・いいえ			㉔
【理由等】				
5 酒税法14条 1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい・いいえ			㉕
6 酒税法14条 3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい・いいえ			㉖